

①

自筆証書遺言のルール変更とその保管制度について

相続相談は、いまや信用事業に欠かせない業務といえる。その中で、遺言書の作成をお勧めする場面もあると思われる。ここでは、その必要性をおさらいするとともに、相続法改正によりルールが変更された自筆証書遺言を取り上げ、主に財産目録の作り方と遺言書保管制度について簡潔に解説する。

1. 遺言書が必要な場合とは

「世界に冠たる制度」として、役所の戸籍係が誇ってきたのが日本の戸籍制度です。戸籍をたどっていけば、法定相続人がわからないことはほぼありません。相続人（法定相続人）らが、民法で定められている相続分（法定相続分）のとおり相続してくればよいと考えるのであれば、遺言書を作成する必要はないことになります。

逆に言えば、法定相続人ではない人や団体（例えばお世話になった施設や寄付をしたい福祉団体など）に財産を遺したい場合や、法定相続分とは異なる割合で遺産を相続させたい場合（例えば、すべての農地を、三人の子どものうち農業を承継する長女に遺したい等）は、遺言書を作成する必要があるのです。

ただ、一見すると遺言書が不要に思える場合でも、「法定相続人が法定相続分に応じて相続する」という民法の定めは、「各遺産を法定相続人が法定相続分の割合で共有する」ということです。例えば法定相続人が子ども三人のみの場合、自宅不動産も、株式も、いずれも子ども三人の共有となることを意味します。そのため、相続開始後、子ども三人は自宅不動産を長女にするのか、株式は長男にするのか、すると次女は……と遺産分割協議を行なって、具体的に各遺産を承継する者を決めなければなりません。

遺言書は、この協議を不要とし、自らが誰に何を遺したいかを具体的に決めておくことができるものです。そして、これと並行して相続税対策を行うこともできますし、特に、事業承継の場合については、その承継がスムーズに進むよう、むしろ遺言書の作成が不可欠と言ってもよいでしょう。

もつとも、遺言書でも自由に決められない範囲があります。それが「遺留分」です。兄弟姉妹以外の法定相続人にはこの

弁護士法人神戸シティ法律事務所

弁護士 石橋 伸子

中小企業、自治体、事業承継、金融、労働、高齢者の財産管理、家族法関係（遺言、遺産分割、後見、祭祀承継、離婚など）、交通事故・損害賠償、不動産など、地域事務所として幅広い法務に対応しています（弁護士9名）。遺言は、案件によっては相続税務専門の税理士とともに取り組みます。事務所は神戸市役所1号館の西。JR三ノ宮駅から徒歩10分。078-393-1350（問い合せ）kobecitylo@bengoshi.jp





「遺留分」があり、遺留分を無視した遺言書を作成しても、「遺留分」権利者が請求をすれば、遺留分を侵害している受遺者等が遺留分相当額の金銭を支払わなければなりません。

2. 遺言の種類

遺言には、自筆証書遺言と公正証書遺言があります。（その他、「秘密証書遺言」や死亡の危急に迫った場合の遺言など「特別の方式による遺言」もあるが、ここでは説明を省略）。

このうち、自筆証書遺言に関するルールが変わりました（民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律）。自筆証書遺言の方式の緩和に関する部分は平成三十一年一月一三日施行。ここからは、自筆証書遺言の変更点について取り上げて説明します。

3. 自筆証書遺言に添付する相続財産の目録は自書しなくてよい

自筆証書遺言はその全文、日

付、氏名を自書し、かつ印を押さなければならぬとされていますが、この度、自筆証書遺言に相続財産の目録を添付する場合は、その目録は自書しなくてよいことになりました。

自書によらない財産目録には、次のようなものがあります。

①パソコンで作成したもの
②不動産の登記事項証明書の写し

③通帳の写し

ただ、その財産目録には「毎葉」（ページごと）に署名と押印が必要です。仮に財産目録が用紙の両面となっている場合は、その両面にそれぞれ署名と押印が要ります。

なお、このルールは、財産目録を別紙として添付する場合のもので、本文中に財産目録を記載する場合にはすべて自書によらなければなりません。

なお、自筆証書遺言は、その全文を自書しなければならないわけですが、途中に誤りがあることに気づいた場合の訂正方法については厳格なルールがあり

ます。「遺言者が、変更の場を指示し、これを変更した旨を付記してこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない」とされているのです。具体例は次頁図表のとおりです。

そして、このルールは添付した目録を訂正する場合にも同じように適用されます。

ところで、自筆証書遺言の本文と財産目録は、ホッチキスで綴じたり契印すると一体であることが明瞭になりますが、しなかったからといって遺言が方式を欠いて無効となるわけではありません。

4. 自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言は自分で書き記せば比較的簡単に作成できるという利便性があるのですが、せっかく作成した遺言書を紛失したり、自分でもどこに置いたかわからなくなったりする可能性があります。あるいは、相続人の一部がこれを発見して自分に

② 農中信託銀行の遺言信託 〈取材レポート〉

相続相談における提案の一つに、遺言信託の活用がある。最近では、地銀等でも提案の推進を強化する傾向にある模様。自JAの取扱いの有無にかかわらず、その仕組みを知っておくべきといえる。ここでは、農中信託銀行の遺言信託を取り上げる。

「終活」「エンディングノート」という言葉が広く浸透し、今や、金融機関がお客様に対して「生前の相続対策」をお勧めするところへの抵抗は薄れつつある。また、高齢化の進展と核家族化等、家族のあり方の変化によって相続に対する意識にも変化が生じ、相続関係の家事相談件数が増加しており、遺言の重要性は高まっているといえる。

各金融機関においては、そのニーズ喚起、預貯金流出防止等をねらって、相続相談に強い行職員を育成（注）したり、相続関連業務を拡充する動きが活発化している。

昨今取扱いを増やしている相

続関連業務の一つには、遺言書の保管・執行業務（いわゆる「遺言信託」）がある。遺言信託は、財産に関する状況の調査、遺言書の作成の相談、遺言書の保管の引受けを行うというもの。受託内容に遺言執行が含まれるものの場合、相続開始時には、遺言執行者として財産に関する遺言の内容を実現するための任務（不動産の管理、売却処分や預貯金・株式などの名義変更や換価処分）を行う。

国内の取扱状況は増加傾向にあり、二〇二一年三月末現在で約一五万九〇〇〇件。一一年間で倍以上に増えている。特に近年は、遺言書の保管から執行ま

で引き受ける形の契約が九五%近くを占めている（図表1。一般社団法人信託協会「NEWS RELEASE 二〇二一年七月九日」）。

JAにおける相続関連業務の一手としては、農中信託銀行の「遺言信託」の活用が挙げられる。代理店契約を結んでいるJAにおいて、JAとともに組合員の遺言作成、管理等を行い、相続対策に対応するものだ。

本稿では、JAの遺言信託をサポートする農中信託銀行の取り組みをレポートする。

（注）銀行業務検定試験「相続アドバイザー二・三級」受験者一三万五八五〇名（二〇一四年～二〇二一年一〇月の延べ人数）

1. 農中信託銀行のJA・組合員向け業務の概要

農中信託銀行は、農林中央金庫の一〇〇%子会社で、一九九五年に設立。その後、二〇〇四年一二月に信託業法等の改正法が施行され、信託業の担い手が拡大されて金融機関以外の事業会社の参入などが可能になったことを踏まえ、同行では、二〇〇五年一〇月に遺言信託業務をスタートしている。同業務は、JAおよび信連（以下、「JA」という）を代理店とし、生前の遺言書作成相談と相続発生後の相続関連手続をコンサルティン



【図表1】遺言書の保管件数の推移（信託協会公表）



(出所) 一般社団法人信託協会「NEWS RELEASE 2021年7月9日」

【図表2】農中信託銀行の受託実績と代理店数推移



2. 受託実績と代理店数の推移

現在、代理店数は二一七（二〇二一年一月末時点）。三大都市圏を中心に、組合員からの遺言作成ニーズの高いJAが代理店となっている。

遺言信託受託件数は開業以来順調に増加基調にあり、二〇一九年には年間四〇〇件に到達。二〇二〇年は新型コロナウイルス

ルス感染拡大の影響を受けてやや落ち着いた結果になったものの、二〇二一年は持ち直す見通しという。受託件数の推移を見ると、特に、二〇一五年の相続税改正による基礎控除縮小など、相続に対する状況の変化が受託件数増のきっかけとなっている（図表2）。

3. 農中信託銀行の遺言信託について

農中信託銀行の遺言信託は、同行の財務コンサルタントと、JA・信連の担当者、遺言者となる組合員の三者で、遺言作成に関する事前の相談から遺言書作成、作成後の保管・管理、相続発生後の遺言書引渡し（執行）等を行う。

遺言信託自体のニーズの掘り起こしについては、JAでの相続相談会や、支店長・渉外担当者との会話など、日常の活動のなかで情報を集めるという。そこから作成された「ご意向確認書」「財務診断」「相続シミュレーション」などに基づき、JAと



かみすき ちから 個人資産相談部 上簿主税部長

(1) 事前の相談
農中信託銀行が情報を共有する。その後の具体的な流れは次のとおり（次頁図表3）。

遺言書作成の意思が固まったら、ライフプラン、財産配分のバランス、遺留分への配慮、相続税の納付などを考慮し、組合員の意向を踏まえながら、内容を具体的にアドバイスする。この時、JAの担当者として、農中信託銀行の財務コンサルタントが同席して面談し、対応する。財務コンサルタントは、資産管理・承継に関する知識を豊富にもち、組合員の気持ちに寄り添うスペシャリスト。組合員にとって、長年にわたりお付き合いのあるJA担当者が窓口となる

③ 遺言信託の取組みについて

長年、相続相談における提案の一つに遺言信託を取り入れていたJA山形市。具体的な経験を踏まえ、組合員をサポートした事例とともにその取組みの内容を紹介する。

山形市農業協同組合
代表理事専務 佐藤 安裕



1. JA山形市の概要

私たちがJA山形市は、県都である山形市の農協として昭和二三年四月に創立しました。事業

を開始以来、一度も合併せず、実質的な赤字を出さず、また、一度も出資配当を欠かさず、自主自立の健全経営を貫いています。

昭和三三年四月の第一〇回通常総会において、市街化区域の拡大にあわせて、「都市農協としての経営方式に移行し、准組合員利用の拡大（貯金の吸収・融資の伸張）に努力し、信用事業を推進すること」を決議しました。それ以来、信用事業の機

能を全事業の中心に置き、現在は、本店と、その半径2km以内の五支店一事業所ならびにサービス付き高齢者向け住宅の八施設で運営しています。

昭和三〇年代後半になると、組合員自ら区画整理組合を設立し、組合施行によって市街化区域内の農地にアパートや貸テナント等を建設したり、農地を売却して郊外に農地を求めて規模拡大を目指すようになりました。このような組合員の要望に応えるべく、昭和四八年度に不動産部を設置し、それらの不動産や農業の所得に対する確定申告も税務署の臨時税理士制度を利用し、昭和四八年の所得分か

ら申告の受け付けをし、平成一六年度からは記帳サポートセンターを立ち上げ、業務として組合員の記帳事務を受託しています（派遣税理士制度を利用し、e-Taxでの対応）。

2. 当JAの相続相談業務について

昭和五〇年代の相続相談は、JAの業務として確立しておらず、一部の職員が組合員サービスで対応していましたが、所有農地の市街化区域編入により正組合員六五〇戸のほとんどの組合員が相続税申告の対象者となり、「営農継続」やアパートなどの資産継承が組合員の重要な

関心事となりました。

平成に入り、当JAは、組合員への充実した対応と相続相談を業務として確立するため、これを支店長の仕事として位置づけ取り組んできました。相続相談は、信頼関係がなければできません。相続相談はすべての財産（債務も含む）、戸籍関係、行方不明者や障がい者の有無などすべて明らかにしたうえで相談となるため、個人情報管理がとて重要であることから、支店長の業務としています。

3. 遺言信託の取組みについて

当JAでは、農中信託銀行と

面談や協議を重ね、研修を受けて、平成一八年四月より、正式に第二次の遺言信託代理店として業務を開始しました。

平成一八年四月当時、全国八五一JAのうち、二三JAが遺言信託代理店の契約をしており、東京都内の二三JAを除き、関東以北では唯一の代理店でした。それから現在までの契約数は、一九三件となっています(二〇二一年一月)。

(1) 遺言信託の必要性の認識

次世代対策は、現世代にとって満足度の高い対応が最も重要であり、当JAは、遺言信託が究極の相続対策と位置づけています。遺言の内容は、配偶者や子らへの財産継承が目的となることが多く、当JAでは、組合員との信頼関係の継承のためにも取り組んでいます。そして、このような遺言信託の必要性については、常勤役員と各部長・支店長の共通認識とするよう日頃から徹底しています。

(2) 信用事業の業務として

当JAでは、遺言信託の担当者金融部(本店)に配属しています。ここが農中信託銀行との窓口であり、信用事業の一つとして取り組むことが重要だと考えるからです。支店は、組合員との様々なやり取りがありますが、相続相談ができなければ支店長は務まりません。信頼関係を築き、家族内関係を十分に把握したうえで、遺言信託をお勧めすべきというタイミングで提案するようにしています。

(3) 相談・契約は濃密に

農中信託銀行の財務コンサルタントと契約者との面談は、概ね二〜三回行います。ただし、当JAの遺言信託担当者財務コンサルタント間の打合せや、契約者と支店長との打合せは濃密に行うよう徹底しています。財産の分割方法、二次相続の際に起こること、家族および相続人関係等を十分に考慮する必要があります。

(4) 公証人、行政書士、弁護士等との関係強化

当JAでの遺言信託の第一号の契約は、九七才の正組合員(男性)でした。当時の公証役場は古いビルの二階にあり、エレベーターもなく、二階まで支店長が組合員をおぶって登り、契約したことが思い出されます。九年前、山形公証役場は、当JA本店ビル六階に移転しました。些細なことでも相談できる関係を大切にしています。

また、公正証書遺言を作成する際に必要な証人は、行政書士に特定しています。相続発生後も、JAと組合員の信頼関係を維持するために、職員は証人にはなりません。

そのほか、遺言信託の契約にあたっては税理士・司法書士・弁護士協力が欠かせません。担当する職員や支店長は、専門家を上手に動かす能力が必要といえます。

場所も大切です。相談・契約にあたっては、本店二階の応接室で行うこととしています。特に、契約時は、本店ビル六階にある公証役場から、公証人に来ていただきます。支店の応接室等ですと、近隣の組合員等が見ていないとも限りません。公証役場では、他の組合員に会う可能性もあります。本店は正組合員を担当しないため、安心して話しをすることができます。また、遺言信託の契約時、内容についての意思確認が必要ですが、配偶者や子に相続させる場合より、第三者や団体に相続させるほうが、より高い意思能力が必要になります。

内容を確認するときは「いいですか?」でなく「いいですよ」と聞いて「うん」はいいですが、第三者への相続の場合、きちんと本人の口から内容を話してもらうようにしなければ、後にトラブルに発展する可能性がありますので、特に注意しています。



解説

配偶者居住権に関する論点整理

二〇一八年七月六日の民法改正によって、一九八〇年以來、

実質的な変更がなかった相続法が改正されました。その際、

「配偶者居住権」が創設され、二〇二〇年四月一日に施行されています。

第二次世界大戦後の新民法下における相続法改正の潮流は、配偶者の権利拡大と連動していると感じ取れます。

一九八〇年の改正では、配偶者の法定相続分が拡大されました。例えば、第一順位の血族相続人である子と配偶者が相続する場合、一九八〇年改正前は配偶者の相続分は三分の一でした

が、改正によって現行の二分の一に増えています。

本稿では、まず、二〇一八年の改正民法（以下、「改正民法」という）における配偶者居住権の内容と相続税における取扱いを確認し、次に、配偶者居住権創設以前から措置されていて配偶者の権利保護を後押しすることが期待できる、相続税法上の

優遇措置を取り上げて解説します。どのような選択肢が、被相続人、生存配偶者および共同相続人を取り巻く環境に適合し、配偶者の権利保護を実現できる

のか、その判断材料となるよう、論点を整理していきます。

I 改正民法における配偶者の居住権を保護するための方策



1. 配偶者居住権の創設

「配偶者居住権」とは、配偶者が相続開始時に被相続人とともに居住していた、被相続人所有の建物を対象として、終身または一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする権利をいいます（民法一〇二八条）。

配偶者居住権を得ることができるのは、次の場合です。

- ① 遺産分割によって定められた場合（遺産分割協議書）
- ② 被相続人の遺言書等により配偶者居住権が遺贈の目的とされた場合（遺言書）

また、配偶者居住権はその法的性格から、配偶者居住権を第三者に譲渡することは認められません。そして、配偶者居住権は配偶者が死亡したときは消滅します。

さらに、配偶者短期居住権（相続開始時から少なくとも六

税理士・1級FP技能士

河野 利明

1959年愛媛県八幡浜市出身。1982年京都大学法学部卒業、日本鋼業株式会社入社。特殊鋼営業部で対中国貿易などを担当。1988年税理士登録（東京税理士会）河野利明税理士事務所開設。農林中金アカデミー研修講師。

